

2017年12月4日

ニッケ（日本毛織株式会社）  
大阪府中央区瓦町3丁目3-10

### 一宮事業所の土壌汚染に係る調査について

当社の一宮事業所において、土壌汚染対策法第3条に基づく調査を実施いたしました結果、一部の範囲において下記の通り基準値を超過する特定有害物質が検出されました。汚染が判明した範囲については速やかに応急措置を講じるとともに、今後一宮市の指導を受けながら適切に対策を実施いたします。つきましては、その概要についてお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 調査対象地

愛知県一宮市今伊勢町本神戸字前畑1番の一部 他3筆

調査面積：44,142 m<sup>2</sup>（当社一宮事業所の一部）

#### 2. 調査実施日

2017（平成29）年5月31日～2017（平成29）年10月30日

#### 3. 土壌・地下水汚染の調査結果

##### (1) 土壌

調査結果のうち、指定基準（土壌溶出量基準）を超過したものは次表の通りです。なお、土壌含有量基準については基準に適合しておりました。

##### <土壌溶出量>

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	最大値 検出深さ	基準超過土壌 検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
トリクロエチレン	0.054mg/L (1.8倍) <sup>注1</sup>	0.03mg/L	4.0m	2.5m～3.5m、 3.5m～4.5m	2／27
ふっ素及び その化合物	1.7mg/L (2.1倍) <sup>注1</sup>	0.8mg/L	1.1m	0m～0.6m、 0m～1.0m、 0m～2.0m、 0m～2.5m	5／342

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数。

## (2) 地下水

特定有害物質名	測定結果 最大値	基準に対する 倍率	地下水基準	基準超過数 ／調査数
トリクロエチレン	0.16mg/L	5.3 倍	0.03mg/L	2／27
1,1-ジクロエチレン	0.14mg/L	1.4 倍	0.1mg/L	1／27
シス-1,2- ジクロエチレン	0.042mg/L	1.1 倍	0.04mg/L	1／27
1,1,1-トリクロエタン	3.8mg/L	3.8 倍	1mg/L	2／27

### 4. 調査地の使用状況

調査地はもともと田畑であり、1932（昭和7）年に羊毛紡績業である昭和毛絲紡績株式会社一宮工場の一部となりました。1942（昭和17）年に当社と昭和毛絲紡績株式会社が合併しましたが、操業内容は同様であり、2017（平成29）年まで当社一宮事業所の敷地の一部として利用されていました。今回の調査は、過去の特定有害物質の使用履歴に基づき実施したものです。

### 5. 講じた応急措置の内容

汚染が判明した範囲のうち、裸地部分（約28㎡）に応急措置として不透水シート等で被覆措置を講じるとともに、当該区域の立ち入り禁止の措置を講じました。

### 6. 今後講ずる措置の内容

一宮市の指導のもと、基準不適合が確認された土壌・地下水について、法令等に基づきながら適切に対応してまいります。なお、現時点では表面の被覆により汚染土壌が拡散・飛散するおそれはありません。

汚染対策につきましては、近隣住民の皆様にご迷惑をお掛けすることのないよう対応してまいります。

以 上

#### ※本件に関するお問い合わせ先

ニッケ

総務法務広報室長 國枝康雄

TEL：06-6205-6600

人とみらい開発事業本部

不動産部中部開発室長 上田伸一

TEL：0586-25-0337